高知県立学校授業料等徴収管理システム構築委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知県立学校授業料等徴収管理システム構築委託業務

(2) 事業の目的

学校を取り巻く環境の多様化、事務処理の複雑化に伴い、教職員一人一人の業務量が増加し、教職員が本来行うべき業務に充てる時間が圧迫されている現状である。「教職員の働き方改革」を推進していくために「高知県立学校授業料等徴収管理システム」(以下「本システム」という。)を導入し、本来行うべき業務に充てる時間を確保する。

(3) 事業内容

現在、各学校が行っている授業料の徴収・管理及び学校給食費や寄宿舎食費、教材費等の学校徴収金(以下「徴収金等」という。)管理業務を効率化・標準化するために、徴収金等の対象者情報管理、請求管理、入金管理、未収金管理等の業務を一括管理できる本システムを導入する。

また、収納代行サービスやインターネットによる口座振替受付サービスを併せて導入することで教職員の業務負担軽減や保護者の利便性向上を図る。

(4) 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで。

2 見積限度額

20,757千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために、「高知県立学校授業料等徴収管理システム構築委託業務公募型プロポーザル審査委員会」 (以下「審査委員会」という。)を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの 内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に 基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と 次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。7日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととする。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県の物品購入等に係る令和6年度~令和8年度競争入札参加資格者登録名簿に登録 されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3)「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4)「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止 措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当し ない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ※(1)の競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、募集 要領を確認後、速やかに高知県会計管理局総務事務センターに申請・登録について問い合 わせること。

(https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/)

〈問合せ先〉

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター TEL 088-823-9788

6 説明会

説明会は行わない。

7 質疑と回答

質疑は令和6年5月27日(月)午後5時までに様式1により持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)もしくは電子メールで受け付ける。電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。提出先については、8(3)と同じとする。質疑と回答の内容は高知県教育委員会事務局高等学校課ホームページに掲載する。

(https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311701/)

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書(様式2)、企画提案参加資格に係る誓約書(様式8)、誓約書の添付書類を提出期限までに提出すること。

「提出書類、様式及び提出部数等」

	様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
	2	参加申込書	A4縦	1部
	8	企画提案参加資格に係る誓約書	A4縦	1部
	なし	上の誓約書の添付書類	なし	1部

(1) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)で受け付ける。

(2) 提出期限

令和6年6月10日(月)午後5時(必着)

(3) 提出先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県教育委員会事務局高等学校課

> TEL 088-821-4797 FAX 088-821-4547

E-mail 311701@ken.pref.kochi.lg.jp

(4) 資格要件の確認

高知県教育委員会事務局高等学校課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年6月14日(金)までに申込者へ電子メールにて通知する。

- (5) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明
 - ① 参加申込書を提出した者のうち、資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、高知県教育長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
 - ② 高知県教育長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成すること。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施する。

11 審査結果

審査結果は、令和6年7月10日(水)までに、全ての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

高知県情報公開条例

(https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj)

12 日程

令和6年5月27日(月) 質疑書提出〆切

令和6年6月10日(月) 参加申込書及び資格確認書類提出メ切

令和6年6月24日(月) 企画提案書提出〆切

令和6年7月8日(月) 審査委員会(プレゼンテーション)

令和6年7月10日(水) 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る。) する。
- (3)提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象 文書として原則開示することとなる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の 地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定によ り非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式3により提 出すること。

開示・非開示の判断は様式3に基づき行うものではなく、様式3を参考に、同条例に 基づき県が客観的に判断する。

高知県情報公開条例

(https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj)

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

14 問合せ先

高知県教育委員会事務局高等学校課 担当者 池本 TEL 088-821-4797 FAX 088-821-4547 E-mail 311701@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合